

意見提出者	N T T東日本 関東病院
1. 項目	ICT 利活用による医療情報の医学・疫学等への二次利用について
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>多くの医療情報が含まれるレセプトデータや特定健診情報を過去から蓄積して分析することは、医療資源を有効利用した医学・疫学等の発展及び国民の健康維持・増進にメリットがあると考えられる。</p> <p>一方で、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」において、過去に取得した医療情報の利用目的を変更する場合には、患者本人の同意取得を原則としているため、現在定期通院をしていない患者を含めた全員から同意を取得することは非現実的と考えられる。</p> <p>そのため、ICT 利活用による医療情報の二次利用が困難な状況になっている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 15 条（利用目的の特定）</li> <li>第 16 条（利用目的による制限）</li> <li>第 18 条（取得に際しての利用目的の通知等）</li> </ul> </li> <li>・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省）</li> </ul>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>個人情報の匿名化やセキュリティを担保したうえで医学・疫学等への利用目的に限り、過去に取得した医療情報の二次利用に関する同意取得方法を、患者本人への同意取得に限定せず、利用目的の変更を公表することで同意とする等の例外措置を設けて頂きたい。</p>